

「青色共済」ご加入者の皆様へ

令和4年12月吉日
東京青色申告会連合会共済会

新型コロナウイルス感染症に関する 「青色共済」入院見舞金 特別措置終了のお知らせ

拝啓 平素は青色申告会の事業にご協力いただき誠に有難うございます。

さて、令和3年2月より新型コロナウイルス感染症に罹患され、自宅または宿泊施設等で療養された場合でも入院見舞金を給付する特別措置（下記参照）を行ってまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症に関する全件届出が見直されたこと、および本件の実施により予想をはるかに上回る給付が行われたことによる当共済会財政への影響を鑑み**令和4年12月9日をもってこの特別措置を終了**いたします。

よって、令和4年12月10日以降開始の自宅・宿泊施設等での療養は入院見舞金の給付対象外となりますので悪しからずご理解の程よろしくお願い申し上げます。

なお、医療機関に入院された場合は給付を行います。

末筆ながら会員各位におかれましては息災に過ごされますよう祈念申し上げます。

敬 具

記

1. 今回終了する特別措置の内容

●入院見舞金の給付条件に関する特別措置●

- ①入院見舞金について「日本国内にある病院 または診療所に入院」としている給付条件を拡大し、新型コロナウイルス感染症に罹患され保健所または医師の指示により自宅または宿泊施設等で療養された場合にも給付いたします。
なお、本特別措置は即日実施とし、遡及しての給付請求も可能とします。
- ②給付請求にあたっては、保健所や自治体（東京都など）が発行する証明書が必要です。